

議案第 5 8 号

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部改正について

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

(岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例(平成26年岩倉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準
用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力
等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等
の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条
第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同
じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を
適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業
務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で
当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4
条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じ
なければならない。

(岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第2条 岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例(令和7年岩倉市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)」に
改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に
改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳
児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園
支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め、同条の次に次の1条
を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第6号を次のように改める。

(6) 利用定員

第16条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」を「係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第2条（岩倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の次に1条を加える改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。